大阪府障害者の雇用の促進等のための契約制限等措置審議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府障害者の雇用の促進等のための契約制限等措置審議会規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領の用語の意義は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の規定に基づき氏名等を公表された事業主に係る契約の締結及び補助金の交付等の制限措置に関する要綱第２条の定めるところによる。

（契約等制限措置）

第３条　審議会は、公表事業主の契約等の制限について知事から諮問のあったときは、情状に応じて別表各項各号に定めるところにより期間を定め、知事に答申するものとする。

（契約等制限する期間の特例）

第４条　審議会は、公表事業主が別表第１項各号に掲げる要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計を契約等の制限期間とすることができる。ただし、その期間の合計は２年を超えないものとする。

２　審議会は、公表事業主が制限期間の満了後１年間を経過するまでの間に、別表第１項各号に掲げる要件に該当するときは、当該要件に定める期間の１．２５倍を契約等の制限期間とすることができる。この場合において、１月未満の端数があるときは、１月に切り上げるものとする。ただし、その期間は２年を超えないものとする。

３　審議会は、公表事業主について極めて悪質な事由があるため、別表第１項各号で定める基準を超えて制限期間を定める必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その期間を２倍まで延長することができる。

４　審議会は、公表事業主又は契約等の制限を受けている公表事業主について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第１項各号で定める基準未満の制限期間を定める必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その期間を１／２まで短縮することができる。ただし、契約等の制限を受けている場合は、その残存期間の１／２まで短縮することができる。

（再苦情申出に関する調査審議）

第５条　審議会は、契約等の制限に関する再苦情申出について知事から審議を依頼されたときは、速やかにその申出についての調査審議を行い、知事に審議結果を報告するものとする。

附　　則

　この要領は、平成２３年６月２８日から施行する。

附　　則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則

　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 契約等の制限に関する要件 | 期間 |
| １　大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（以下「条例」という。）第23条第1項関係 |
| (１) 障害者雇用状況報告書、障害者雇入れ計画書、障害者雇入れ計画の進捗状況報告書及び障害者雇入れ計画の達成状況報告書の提出に関する要件（第１号及び２号関係） |
|  | 1. 故意若しくは重大な過失により、障害者雇用状況報告書、障害者雇入れ計画書、障害者雇入れ計画の達成状況報告書を提出しないとき又は提出した書類に虚偽の記載があると認められるとき
 | ３月以内 |
| 1. 故意若しくは重大な過失により、障害者雇入れ計画の進捗状況報告書を提出しないとき又は提出した書類に虚偽の記載があると認められるとき
 | ２月以内 |
| (２) 勧告の拒否に関する要件（第３号関係） |
|  | 1. 障害者雇入れ計画書に関する変更の勧告に従わなかったとき
 | ３月以内 |
| 1. 障害者雇入れ計画の進捗状況報告書に関する変更の勧告に従わなかったとき
 | ２月以内 |
| (３) 報告の求めに対する拒否、虚偽の報告、質問に対する答弁の拒否及び虚偽の答弁に関する要件（第４号関係） | 　３月以内 |
| (４) 立入調査の拒否、威圧行為又は暴力行為による立入調査の拒否及び業務妨害行為等に関する要件（第４号関係） |
|  | ①立入調査を拒否したとき | ２月以内 |
| ②威圧行為により立入調査を拒否又は業務妨害行為等があったとき | ６月以内 |
| ③暴力行為により立入調査を拒否又は業務妨害行為等があったとき | １年以内 |
| ２　条例第23条第2項関係 |
|  | ①氏名等公表が１回目のとき | ２月以内 |
| ②氏名等公表が２回目のとき | 　４月以内 |
|  | ③氏名等公表が３回目以上のとき | ６月以内 |